

# 森町立飯田小学校 いじめ防止基本方針

令和2年度

## 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。法律において「児童等は、いじめを行ってはならない」と、いじめの禁止がもりこまれた。しかし、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという基本的認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

この方針は、本校の全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進めるために策定した。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法(第2条)より】

### (2) いじめ防止のための基本的な姿勢

- ① 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- ② 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ③ 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- ④ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ⑤ 児童一人一人の変化に気付く感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑥ いじめを早期に発見し、速やかに報告するとともに、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑦ いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

### (3) 校内生徒指導・いじめ・不登校・体罰対策委員会の設置

- ① 構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学級担任、学年主任、養護教諭、その他校長が認める者(SSW、SC)とする。また、必要に応じてPTA代表やSC、学校評議員等を加える。
- ② 内 容・・・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。  
いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議し、実際の指導に生かす。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ③ 評 価・・・年度毎の取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。

## 2 いじめの未然防止のための具体的手立て

### (1) 学級・学校経営の充実

- ① 学級づくり・・・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人の良さが発揮され、互いに認め合い、支え合い、助け合う学級づくりに努める。特に配慮が必要な児童に対しては、適切な支援を行うとともに、他の児童にも必要な指導を組織的に行う。
- ② 規範意識・・・学級や学校のルールや規範が守られるような指導を継続して行う。
- ③ 機会の設定・・・児童自らがいじめについて考える機会を設定し、主体的にいじめをなくす態度を育てる。

### (2) 楽しい授業・わかる授業づくり

- ① 教科指導の充実・・・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ② 基礎・基本の徹底・・・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。

### (3) 教育活動全体を通じた道徳教育

- ① 思いやり・生命・人権・・・道徳の授業を要に、「思いやり」「生命・人権」や、旭が丘中学校区一貫教育共通重点項目である「規則の尊重・公德心」、「親切・思いやり」を大切にする指導の充実に努める。
- ② いじめを許さない心情・・・道徳の授業に、いじめを題材として取り上げられることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める。

### (4) 心の居場所づくり学級活動

- ① 社会性の育成・・・人間関係プログラムや QU テスト等を活用し、コミュニケーション力や社会性を養う。
- ② 人間関係の深まり・・・自分たちで話し合っ係り活動の組織を作り、自主的に活動を行うことにより、自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にする意識を高める。

### (5) 自主性・協調性を育成する学校行事

- ① 成就感や達成感、人間関係の深化が図られるような行事を企画、実施する。

### (6) 幼小中の連携

- ① 求める子供像「出口からの出発」の明確化・共有化(素直で品格のある子・学び続ける子・考え行動する子)を図るとともに、一貫した取組を推進する。

### (7) 保護者や地域への働きかけ

- ① いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、PTA総会や学校・学年だより、懇談会等による広報活動を積極的に行い、保護者や地域の理解・協力を得る。

### 3 早期発見のための具体的手立て

#### (1) 教師による日々の観察

- ① 子どもと共に・・・始業前、休み時間や昼休みの機会に、児童の様子に目を配る等、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ② 関係の把握・・・学級内の人間関係を把握するように努め、気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係修復に当たる。
- ③ 全教職員で・・・全教職員が、些細なサインを見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めると共に、協力体制を整える。

#### (2) 的確な情報収集

- ① 生活アンケート・・・各学期毎に生活アンケートを実施するが、実態に応じて随時実施することとする。3学期は家庭に持ち帰り、保護者とともに行う。
- ② QUアンケート・・・1学期と2学期にQUアンケートを実施し、学級や個人の実態把握のための資料として活用する。

#### (3) 教育相談の充実

- ① 組織的な対応・・・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ② 環境づくり・・・日常生活の中での教職員の声掛け等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

#### (4) 保護者との連携

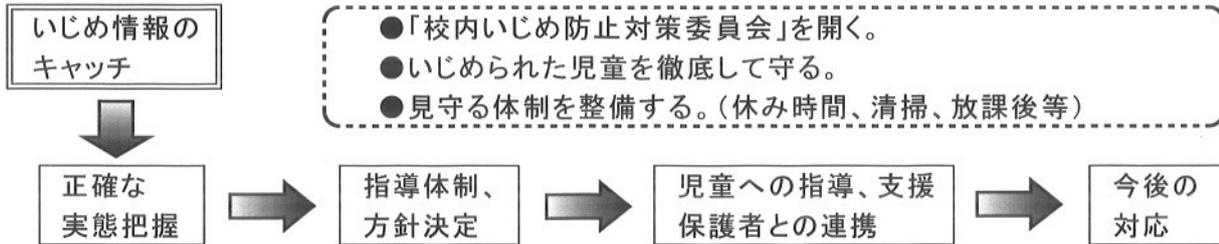
- ① いじめの発見のきっかけは、保護者からの訴えが多いことから、いじめられている児童は、家庭でも様々なサインを出していると考えられる。いじめの早期発見には、保護者の観察と協力が不可欠である。懇談会や家庭訪問、夏季教育相談の際に、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、連携して早期発見及び解決に当たる。

#### (5) 自主性・協調性を育成する学校行事

- ① 校内研修の実施・・・教職員の共通理解を図るために、少なくとも年1回以上、教職員の人権意識の向上やいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施する。
- ② PDCAサイクル・・・児童や保護者、教職員アンケートをもとに取組が計画的に行われているか、いじめへの対処がうまくいっているか検証を行い、必要に応じて基本方針や計画の見直し等を行う。

## 4 早期対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



### (2) いじめへの即時対応の取組

#### ① 組織を活用した状況調査

- ◆ いじめの兆候を認知したら、生徒指導主任に報告し、複数の職員で状況調査を実施し、即時対応を図る。
- ◆ 「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的な状況調査を実施する。

#### ② 町教委への報告

- ◆ いじめを認知し次第、教頭が町教委へ第一報を入れる。

#### ③ いじめられている児童の保護

- ◆ 全職員の共通理解を図り、確実な見守りを実施する。
- ◆ 必要に応じ別室等を確保し、確実な保護を図る。

#### ④ いじめをしている児童への指導

- ◆ 複数の教職員で的確な指導に当たる。
- ◆ 必要に応じ管理職による指導を実施する。

#### ⑤ いじめられている児童の保護者への対応

- ◆ 定期的に情報を提供し、丁寧に対応策を協議する。

#### ⑥ いじめをしている児童の保護者への対応

- ◆ 定期的に情報交換を行い、連携した対応に当たる。

#### ⑦ その他の児童に対する対応

- ◆ 学級担任による児童への説明と指導を実施し、いじめ解消を図る。
- ◆ 学年集会または全校集会を開催し、いじめの解消、未然防止を図る。

### (3) いじめの重大事態への対処

- ① 関係機関への報告・・・生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに町教委に事案発生の報告をすると共に、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ② 調査委員会・・・町教委との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害児童及び加害児童の今後の指導方針について協議する。
- ③ 申し立て・・・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。